3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ　自己資本比率告示第二十条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この号において「連結グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ　連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ　自己資本比率告示第二十六条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ　連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ　連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二　前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第六条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第七条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「信用金庫連合会全体」とあるのは「連結グループ（自己資本比率告示第二十条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第三十二条の特別目的会社等を有する場合にあっては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第三十一条各号」とあるのは「第十九条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第三号」とあるのは「別紙様式第五号」と読み替えるものとする。

4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　その他金融機関等（自己資本比率告示第二十五条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって信用金庫連合会の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称及び所要自己資本を下回った額の総額

二　前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第六条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあっては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第六条第三項」と、同項第三号イ(1)中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第五項中「別紙様式第四号（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第四号」と読み替えるものとする。

5　第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　連結レバレッジ比率の構成に関する事項

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第四号により作成しなければならない。

3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ　連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ　連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ　自己資本比率告示第二十六条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ　連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ　連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二　連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

三　信用リスクに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及び手続の概要

ロ　標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1)　リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）

(2)　エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

ハ　内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1)　使用する内部格付手法の種類

(2)　内部格付制度の概要

(3)　次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

(i)　事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）

(ii)　ソブリン向けエクスポージャー

(iii)　金融機関等向けエクスポージャー

(iv)　株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD／LGD方式を適用する場合に限る。）

(v)　居住用不動産向けエクスポージャー

(vi)　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vii)　その他リテール向けエクスポージャー

四　信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

五　派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

六　証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項